

丸亀市監査委員公表第 15 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 7 項の規定により執行した市長の要求に基づく団体への監査結果を同条第 9 項の規定により別紙のとおり公表する。

平成 19 年 11 月 20 日

丸亀市監査委員 大岡 正典

丸亀市監査委員 高木 康光

市長の要求に基づく監査結果報告書

～ 市に事務局を置く 5 団体の運営等について～

平成 19 年 11 月

丸亀市監査委員

【目 次】

第 1	監査の趣旨	1
第 2	監査のテーマ	1
第 3	監査の方法	1
第 4	監査執行日及び監査対象団体	1
第 5	市に事務局を置く 5 団体の概要等	1
1	丸亀市国際交流協会	1
2	桃友会	2
3	丸亀市防犯協会	2
4	丸亀市緑のまちづくり	3
5	丸亀市文化振興事業協議会	3
第 6	監査の結果及び改善を要する事項	3
1	5 団体共通指摘事項	3
2	個別指摘事項	4
ア	丸亀市国際交流協会	4
イ	桃友会	4
ウ	丸亀市防犯協会	4
エ	丸亀市緑のまちづくり協議会	4
オ	丸亀市文化振興事業協議会	4

第1 監査の趣旨

市長の要求に基づく財政援助団体の監査は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法という。」）第199条第7項の規定に基づき、市が補助金等を交付している団体の出納その他の事務の執行が、法令等の規定に従って適正に行われているかどうかだけでなく、経済性、効率性及び有効性などの観点に沿ってなされているかどうかについて、監査を実施するものである。

第2 監査のテーマ

公金にかかる不正防止対策の一環として、市長から監査要求のあった市に事務局を置く5団体の運営等について

第3 監査の方法

5団体への平成19年度補助金に係る「出納その他の事務」の執行状況について関係資料の提出を求め、帳票の整備、証拠書類の保存は適正か、会計経理は適正に行われているか、事業は補助目的に沿って行われているかなどに主眼を置き、会計諸帳簿、証拠書類等との照合を行い、また担当者から説明を聴取し監査を実施した。

第4 監査執行日及び監査対象団体

監査執行日	監査対象団体	補助金額（千円）
平成19年9月28日	丸亀市国際交流協会	3,000
	桃友会	2,200
	丸亀市防犯協会	5,000
平成19年10月10日	丸亀市緑のまちづくり協議会	1,600
	丸亀市文化振興事業協議会	4,000

第5 市に事務局を置く5団体の概要等

1 丸亀市国際交流協会

(1) 目的

市民の国際交流、国際親善についての理解と関心を高め、市民による幅広い国際交流活動を推進することにより、諸外国との相互理解と友好親善の推進を図り、もって丸亀市の国際化推進に寄与することを目的とする。

(2) 事業

- ア 国際交流事業の企画及び推進
- イ 国際交流事業を行うボランティアの組織化及び育成
- ウ 市民団体の国際交流活動に対する支援
- エ 国際交流に関する啓発及び普及
- オ 国際姉妹都市及び国際友好都市の親善交流
- カ その他国際交流の推進に必要な事業の実施

(3) 事務所所在地

丸亀市大手町二丁目1番20号 生涯学習センター内

(4) 会員

丸亀市国際交流協会の目的達成の趣旨に賛同する個人及び団体

(5) 組織

理事会、運営委員会、事務局

(6) 役員等

顧問 2 名、会長 1 名、副会長 3 名、理事 18 名、監事 2 名

2 桃友会

(1) 目的

地域の振興を図り、新たな時代に対応する人間性豊かな住みよいまちづくりを行うことを目的とする。

(2) 事業

ア イベントの展開並びに文化活動及び生涯スポーツの振興

イ 地場産業の振興

ウ その他本会の目的達成に必要な事項

(3) 事務所所在地

丸亀市飯山町川原 983 番地 3 飯綾商工会内

(4) 会員

桃友会の目的に賛同し、自らの意思に基づいて参画した丸亀市内に在住する者又は丸亀市内に勤務する者

(5) 組織

総会、役員会、事務局

(6) 役員等

会長 1 名、副会長 3 名、書記 1 名、会計 2 名、幹事 6 名、会計監事 2 名

3 丸亀市防犯協会

(1) 目的

丸亀市内における一般民衆の防犯自警思想を振起するとともに、警察の行う諸活動の円滑な遂行に協力し、もって明朗健全な社会の実現を期することを目的とする。

(2) 事業

ア 防犯事業の研究運営

イ 防犯思想の普及宣伝

ウ 青少年の不良化防止並びに補導対策

エ 防犯功績者に対する表彰

オ 警察が行う防犯諸活動並びに捜査検挙への協力

カ 前各号のほか防犯上必要と認める事項

(3) 事務所所在地

丸亀市大手町二丁目 3 番 1 号 丸亀市生活環境部生活課内

(4) 委員

丸亀市内の各種防犯協会団体の代表者並びに本会の目的達成に関連を持つ丸亀市民の代表者の中から会長が委嘱した委員

(5) 組織

総会、理事会、事務局

(6) 役員等

顧問 5 名、会長 1 名、副会長 2 名、常任理事 2 名、理事 7 名、監事 2 名
委員 23 名、書記 2 名

4 丸亀市緑のまちづくり協議会

(1) 目的

市民参加により、緑の豊かさを実感できる花と緑に包まれた快適環境都市を形成するため、緑のまちづくりに必要な市民活動の推進及び思想の普及等に寄与することを目的とする。

(2) 事業

- ア 花と緑が豊かな緑のまちづくり運動の推進
- イ 花と緑が豊かな緑のまちづくり思想の普及啓発
- ウ 自然環境を守る運動の推進
- エ その他目的達成のため必要と認められる事業

(3) 事務所所在地

丸亀市大手町二丁目3番1号 丸亀市都市整備部河川公園課内

(4) 会員

丸亀市緑のまちづくり協議会の目的に賛同し、協議会に入会する個人及び団体

(5) 組織

総会、役員会、実行委員会、事務局

(6) 役員等

顧問5名、会長1名、副会長3名、会員43名、会計監事2名、幹事長1名
幹事9名、事務局長1名、事務局次長1名

5 丸亀市文化振興事業協議会

(1) 目的

丸亀市民のあらゆる文化活動への参加意欲を高めるとともに、文化振興に寄与することを目的とする。

(2) 事業

丸亀市文化振興事業協議会の目的を達成するために必要な事業

(3) 事務所所在地

丸亀市大手町二丁目1番20号 丸亀市教育委員会文化部文化課内

(4) 委員

丸亀市教育委員会が委嘱する委員

(5) 組織

総会、会議、事務局

(6) 役員等

会長1名、副会長1名、委員13名

第6 監査の結果及び改善を要する事項

補助金等に係る出納その他の事務は、補助目的に従いおおむね適正に執行されていたが、次に掲げる事項については、改善・検討の必要性を認める。

1 5団体共通指摘事項

会計に関する規程、専決等決裁権限に関する規程等が整備されていない。適切な団体運営を行う上で、これらの規程は必要であるので、規程の整備をすること。

金銭出納簿が整備されていないものや記載内容が不十分なもの、また、預金通帳の入出日と金銭出納簿の日付けに不整合なものがあつたが、適正な出納管理を行うため、金銭出納簿の整備をすること。

なお、団体に対する執務場所の提供や市職員が団体業務に従事することに伴う行政財産の目的外使用許可及び市有物品の貸付に係る使用料の徴収や市職員の団体役職員としての任免、職務専念義務の免除など、所定の手続きが必要である。

しかしながら、本来市が直営で行うべき事業を民間の活力を活用することにより事務事業が効率的、効果的に運営できるものとして市が団体を設立し、運営していることや「定員適正化計画」による 980 人体制への移行に伴う、職員数の削減や事務の見直しによる事務量の削減を行っている現状に鑑み、今回は指摘事項とせず、関係者の判断に委ねることとする。

2 個別指摘事項

ア 丸亀市国際交流協会

出張旅費支出（概算払）及び雇用保険料の過誤納還付金について、領収書は添付されているが、金額を確定するため請求書が必要であるので改善すること。

職員退職手当積立金については、退職手当支給対象職員もいないことから、取り崩して予算に編入すること。

イ 桃友会

本来、検査検収を行った後支払うのが原則であるが、立替払いによる支出が殆どであり、改めること。

補助目的に沿った購入物品であることを明確にするため、支出票に購入物品の品名、数量等の明細を記載すること。

切手の購入については、使用目的を記載すると共に受払簿の整備をすること。

前年度の 3 月中の領収書で、新年度予算から支出しているが、会計年度所属区分に従って処理すること。

ウ 丸亀市防犯協会

金銭出納簿上の支払日を支出票作成日としているため、金銭出納簿の支出日と実際に支出した預金通帳の支出日とが不整合となっているので、支払時に金銭出納簿に記載するよう改めること。

賃金の支払で、厚生年金、所得税等の振込通知書等の添付がないので、添付すること。

エ 丸亀市緑のまちづくり協議会

ワイヤレスアンプ式購入、デジタルカメラ購入において、見積書を徴した後購入決裁を取っているが、施行決定決裁後に見積書を徴するように改めること。

支出命令書の摘要欄に目的は記載されているが、内容（商品名）及び数量等も記載すること。また、各行事における弁当代や報償費（お礼）についても支給先の明細を記載すること。

オ 丸亀市文化振興事業協議会

緑茶ペットボトル購入や切手の購入において、支出伺及び支出票の件名欄に使用目的を記載すること。

芸術祭運営業務委託において、丸亀市文化振興事業協議会と丸亀市文化協会が契約を締結しているが、双方の会長が同一人であり、これは禁止されている双方代理契約に該当するので改めること。

芸術祭運営業務委託において、委託料を前金払いで支出しているが、契約書に事業実績報告書及び精算に関する条項を記載するよう改めること。